

令和 7 年度
福岡市人事行政の運営等の状況について

令和 8 年 9 月
福 岡 市

福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年福岡市条例第 65 号）第 6 条の規定に基づき、令和 7 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のように公表します。

令和 8 年 9 月 28 日

福岡市長 高 島 宗一郎

目 次

1	令和7年度における人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任免及び職員数の状況	1
ア	職員の採用及び退職の状況	
イ	職員の昇任及び降任の状況	
ウ	一般行政職等の条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況	
エ	会計年度任用職員のポスト数の状況	
オ	主な増減内容	
カ	級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	
(2)	職員の人事評価の状況	13
ア	一般行政職等の人事評価の概要	
イ	会計年度任用職員の人事評価の概要	
(3)	職員の給与の状況	14
ア	一般行政職等の平均給料月額及び平均年齢の状況	
イ	会計年度任用職員の平均給料及び年齢の状況	
ウ	一般行政職の初任給の状況	
エ	会計年度任用職員の初任給の状況	
オ	一般行政職等の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
カ	一般行政職等の職員の手当の状況	
キ	会計年度任用職員の手当の状況	
(4)	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	16
ア	勤務時間の状況	
イ	職員の年次有給休暇の使用状況	
ウ	特別有給休暇の状況	
エ	会計年度任用職員の特別休暇の状況	
オ	職員の介護休暇の取得状況	
(5)	職員の休業に関する状況	17
ア	育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況	
(6)	職員の分限及び懲戒処分の状況	18
ア	分限処分者数	
イ	懲戒処分者数	
(7)	職員のサービスの状況	18
ア	服務規律の遵守に関する取り組み	
(8)	職員の退職管理の状況	19
ア	職員の再就職の状況	
(9)	職員の研修の状況	19
ア	主な研修の実績	
(10)	職員の福祉及び利益の保護の状況	19
ア	職員の福利厚生の実施状況	
イ	利益の保護の状況	
2	令和7年度における人事委員会の業務の状況	
(1)	職員の競争試験及び選考の状況	20
ア	採用試験等の状況	
イ	昇任選考合格者の状況	
(2)	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	21
ア	報告及び勧告日	
イ	報告及び勧告の概要	

- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- (4) 不利益処分に関する審査請求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

1 令和7年度における人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数の状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(単位：人)

	採 用	退 職		
		定 年	その他	合 計
一般行政職等	1,066	0	478	478

(単位：人)

	採 用	退 職		
		任期満了	その他	合 計
会計年度任用職員	延べ 1,925	1,863	62	1,925

※会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき採用された職員をいう（以下同じ。）。

イ 職員の昇任及び降任の状況

(単位：人)

	昇 任					降 任
	係長級	課長級	部長級	局長級	合 計	
一般行政職等	234	97	28	12	371	4

ウ 一般行政職等の条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況

(単位：人)

区 分		令和8年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
	市長事務部局	6,425	24
	教育委員会事務局及び教育機関	10,007 (内、教育職員 8,991)	137
	選挙管理委員会事務局	30	0
	監査事務局	27	1
	人事委員会事務局	16	0
	農業委員会事務局	13	0
	水道局	476	▲1
	交通局	599	19
	消防局	1,170	19
	議会事務局	40	0
条例定数 計 (A)		18,803	199
外郭団体等への派遣職員数 (B)		308	▲4
総計 (A) + (B)		19,111	195

エ 会計年度任用職員のポスト数の状況

区 分		令和8年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
	市長事務部局	1,501	▲47
	教育委員会事務局及び教育機関	95	12
	選挙管理委員会事務局	306	97

監査事務局	0	▲1
人事委員会事務局	1	0
農業委員会事務局	2	0
水道局	13	0
交通局	19	1
消防局	9	0
議会事務局	3	0
ポスト数 計 (A)	1,949	62

オ 主な増減内容

令和7年度から令和8年度にかけての職員数の主な増減内容の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

一般行政職等	学級数の増加等に伴う教職員の増員	+120	国勢調査の終了	▲11
	市独自の教員配置	+ 20	学校環境整備業務の体制見直し	▲8
	地下鉄ダイヤ改正等に係る体制強化	+ 11	小学校給食調理等業務の民間委託	▲6
	消防救急隊の体制強化	+ 5		
会計年度任用職員	福岡市長選挙への対応	+152	参議院議員選挙の終了	▲208
	統一地方選挙への対応	+152	国勢調査の終了	▲75
	学校環境整備業務の体制見直し	+ 10		

カ 級及び職制上の段階ごとの職員数の状況

令和8年4月1日現在における級及び職制上の段階ごとの職員数は、以下のとおりである。なお、表内の割合(%)については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(ア) 行政職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	312	4.3	係員	312	312	4.3	1級職
	2 保育士の職務			計	312			
2級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	1,713	23.5	係員	1,713	1,713	23.5	2級職
	2 獣医師、栄養士、診療放射線技師又は臨床検査技師（以下「獣医師等」という。）の職務			計	1,713			
	3 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う保育士の職務							

3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	1,400	19.2	係員	1,400	1,400	19.2	主任
	2 特に高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする業務を行う獣医師等の職務							
	3 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う保育士の職務			計	1,400			
4級	1 係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	1,514	20.7	係員	1,514	1,514	20.7	総括主任
	2 困難な業務を行い、係長等を補佐する獣医師等の職務							
	3 困難な業務を行い、係長等を補佐する保育士の職務			計	1,514			
5級	1 係長の職務	1,707	23.4	係長 主査 その他	1,337	1,707	23.4	係長
	2 獣医師等の係長の職務				227			
	3 保育士の係長の職務			計	1,707			
6級	1 課長の職務	487	6.7	課長 その他	437	487	6.7	課長
	2 獣医師等の課長の職務				50			
	3 保育士の課長の職務			計	487			
7級	1 課長の職務	126	1.7	部長 その他	97	126	1.7	部長
	2 獣医師等の課長の職務				29			
	3 保育士の課長の職務			計	126			
8級	1 局長又は区役所の長の職務	39	0.5	局長 区長 理事 その他	12	39	0.5	局長
	2 局長又は区役所の長の職務				7			
	3 局長又は区役所の長の職務			計	39			
合計		7,298	100					

(イ) 行政職給料表(1) 一般任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	1 係長の職務	1	100	主査	1	1	100	係長
	2 獣医師等の係長の職務							
	3 保育士の係長の職務			計	1			
合計		1	100					

(ウ) 行政職給料表(1) 育児休業代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	内訳	職制上の段階
---	---------------------	----	----	--------

		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1	100	係員	1	1	100	2級職
	2 獣医師等の職務							
	3 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う保育士の職務			計	1			
合計		1	100					

(エ) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準な場合	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	課長	1	1	33.3	課長級
				計	1			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	課長	1	1	33.3	課長級
				計	1			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	33.3	危機管理監	1	1	33.3	局長級
				計	1			
合計		3	100					

(オ) 行政職給料表(1) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	140 (56)	74.5 (29.8)	係員	140 (56)	140 (56)	74.5 (29.8)	総括主任
	2 困難な業務を行い、係長等を補佐する獣医師等の職務							
	3 困難な業務を行い、係長等を補佐する保育士の職務			計	140 (56)			
5級	1 係長の職務	35	18.6	係長	30	35	18.6	係長
	2 獣医師等の係長の職務			主査	3			
	3 保育士の係長の職務			その他	2			
	4 学校主査の職務			計	35			
6級	1 課長の職務	12	6.4	課長	9	12	6.4	課長
	2 獣医師等の課長の職務				3			
	3 保育士の課長の職務			その他				
	4 共同学校事務室の室長又は高等学校の事務長の職務			計	12			

7級	部長の職務	1	0.5	所長	1	1	0.5	部長
				計	1			
合計		188	100					

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(カ) 行政職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段 階
2級	相当の技能若しくは経験を必要とする作業又は困難な業務を行う者の職務	3	0.9	係員	3	3	0.9	2級職
				計	3			
3級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、数名の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する主任の職務	126	39.1	係員	126	126	39.1	3級職
				計	126			
4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	160	49.7	係員	160	160	49.7	4級職
				計	160			
5級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、多数の技能職員又は労務職員を指揮監督する職長の職務	33	10.2	職長	33	33	10.2	5級職
				計	33			
合計		322	100					

(キ) 行政職給料表(2) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段 階
4 級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	29	100	係員	29	29	100	4 級 職
				計	29			
合計		29	100					

(ク) 医療職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療、保健等の業務を行う職務	1	7.1	係員	1	1	7.1	1 級 職
				計	1			
2 級	医療、保健等の業務を行う係長の職務	4	28.6	係長	4	4	28.6	係 長
				計	4			
3 級	医療、保健等の業務を行う課長の職務	4	28.6	課長 その他	1 3	4	28.6	課 長
				計	4			

4級	医療、保健等の業務を行う部長の職務	4	28.6	部長	4	4	28.6	部長
				計	4			
5級	1 主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務	1	7.1	所長	1	1	7.1	局長
	2 保健所の所長の職務			計	1			
合計		14	100					

(ケ) 医療職給料表(1) 一般任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	医療、保健等の業務を行う部長の職務	1	100	所長	1	1	100	部長
				計	1			
合計		1	100					

(コ) 医療職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	保健師、助産師又は看護師(以下「保健師等」という。)の職務	89	34.9	係員	89	89	34.9	2級職
				計	89			
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する保健師等の職務	50	19.6	係員	50	50	19.6	3級職
				計	50			
4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	49	19.2	係員	49	49	19.2	4級職
				計	49			
5級	保健師等の係長の職務	52	20.4	係長 主査	47 5	52	20.4	係長
				計	52			
6級	保健師等の課長の職務	15	5.9	課長	15	15	5.9	課長
				計	15			
合計		255	100					

(サ) 医療職給料表(2) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	2	40.0	係員	2	2	40.0	4級職
		(2)	(40.0)	計	2			
5級	保健師等の係長の職務	3	60.0	係長 主査	2 1	3	60.0	係長

				計	3			
合計		5	100					

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(シ) 消防職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防吏員の職務	354	30.8	係員	354	354	30.8	1級職
				計	354			
2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	245	21.3	係員	245	245	21.3	2級職
				計	245			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	313	27.2	係員	313	313	27.2	3級職
				計	313			
4級	消防局の係長又は出張所長の職務	180	15.7	係長	126	180	15.7	係長
				出張所長	44			
				主査	8			
				その他	2			
計	180							
5級	消防局の課長の職務	43	3.7	課長	29	43	3.7	課長
				その他	14			
				計	43			
6級	消防局の部長、消防学校の校長又は消防署長の職務	13	1.1	部長	5	13	1.1	部長
				消防署長	7			
				その他	1			
				計	13			
7級	消防局の局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	局長
				計	1			
合計		1,149	100					

(ス) 消防職給料表 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	5 (5)	8.2 (8.2)	係員	5 (5)	5 (5)	8.2 (8.2)	2級職
				計	5 (5)			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	54 (10)	88.5 (16.4)	係員	54 (10)	54 (10)	88.5 (16.4)	3級職
				計	54 (10)			
4級	消防局の係長又は出張所長の職務	2	3.3	係長	2	2	3.3	4級職
				計	2			

合計	61	100
----	----	-----

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(セ) 水道局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	44	9.3	係員	44	44	9.3	1級職
				計	44			
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	92	19.4	係員	92	92	19.4	2級職
				計	92			
3級	係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	84	17.7	係員	84	84	17.7	主任
				計	84			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	116	24.4	係員	116	116	24.4	総括主任
				計	116			
5級	係長の職務	102	21.5	係長 主査 その他	84 16 2	102	21.5	係長
				計	102			
6級	課長の職務	31	6.5	課長 所長 その他	24 2 5	31	6.5	課長
				計	31			
7級	部長の職務	5	1.1	部長	5	5	1.1	部長
				計	5			
8級	局長の職務	1	0.2	理事	1	1	0.2	理事
				計	1			
合計		475	100					

(ソ) 水道局企業職給料表 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	22 (4)	81.5 (14.8)	係員	22 (4)	22 (4)	81.5 (14.8)	総括主任
				計	22 (4)			
5級	係長の職務	5	18.5	係長 主査	4 1	5	18.5	係長
				計	5			
合計		27	100					

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(タ) 交通局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	内訳	職制上の段階
---	---------------------	----	----	--------

		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	65	11.4	係員	65	65	11.4	1級職
	2 定型的な業務を行う乗務員又は駅務員の職務			計	65			
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	133	23.4	係員	133	133	23.4	2級職
	2 相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う乗務員又は駅務員の職務			計	133			
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	133	23.4	係員	133	133	23.4	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務			計	133			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	125	22.0	係員	125	125	22.0	総括主任
				計	125			
5級	係長の職務	84	14.8	係長 主査 その他	55 14 15	84	14.8	係長
				計	84			
6級	課長の職務	22	3.9	課長 所長 その他	15 4 3	22	3.9	課長
				計	22			
7級	部長の職務	5	0.9	部長	5	5	0.9	部長
				計	5			
8級	局長の職務	1	0.2	理事	1	1	0.2	理事
				計	1			
合計		568	100					

(チ) 交通局企業職給料表 任期付短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	75	100	係員	75	75	100	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務							
				計	75			
合計		75	100					

(ツ) 交通局企業職給料表 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	16 (16)	40.0 (40.0)	係員	16 (16)	16 (16)	40.0 (40.0)	主任
				計	16 (16)			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	18 (5)	45.0 (12.5)	係員	18 (5)	18 (5)	45.0 (12.5)	総括主任
					計			
5級	係長の職務	5	12.5	係長	2	5	12.5	係長
				その他	3			
				計	5			
6級	課長の職務	1	2.5	所長	1	1	100	課長
					計			
合計		40	100					

※ () 内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(テ) 教育職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、主任実習助手又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務 2 特別支援学校の主任実習助手の職務	206	88.0	教諭	199	206	88.0	教諭
				養護教諭	4			
				主任実習助手(高)	1			
				主任実習助手(特)	2			
				計	206			
3級	高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	16	6.8	主幹教諭	8	16	6.8	主幹教諭
				指導教諭	8			
				計	16			
4級	高等学校の副校長又は教頭の職務	8	3.4	副校長	1	8	3.4	教頭
				教頭	7			
				計	8			
5級	高等学校の校長の職務	4	1.7	校長	4	4	1.7	校長
				計	4			
合計		234	100					

(ト) 教育職給料表(1) 暫定再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、主任実習助手又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	11	100	教諭	11	11	100	教諭
	2 特別支援学校の主任実習助手の職務							
				計	11			
合計		11	100					

(ナ) 教育職給料表(3)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、 栄養教諭又は講師（任用の期限 を付さない者に限る。）の職務	691	90.8	教諭	667	691	90.8	教諭
				養護教諭	17			
				栄養教諭	7			
				計	691			
3級	特別支援学校の主幹教諭又は指 導教諭の職務	43	5.7	主幹教諭	17	43	5.7	主幹教諭
				指導教諭	26			
				計	43			
4級	特別支援学校の副校長又は教頭 の職務	17	2.2	教頭	17	17	2.2	教頭
				計	17			
5級	特別支援学校の校長の職務	10	1.3	校長	10	10	1.3	校長
				計	10			
合計		761	100					

(ニ) 教育職給料表(3) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	1	100	講師	1	1	100	講師
				計	1			
合計		1	100					

(ヌ) 教育職給料表(3) 暫定再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	19	100	教諭	19	19	100	教諭
				計	19			
合計		19	100					

(ネ) 教育職給料表(4)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階

2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	6,420	89.0	教諭	6,072	6,420	89.0	教諭
				養護教諭	242			
				栄養教諭	104			
				講師	2			
				計	6,420			
3級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	318	4.4	主幹教諭	166	318	4.4	主幹教諭
				指導教諭	152			
				計	318			
4級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	287	4.0	副校長	5	287	4.0	教頭
				教頭	282			
				計	287			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	189	2.6	校長	189	189	2.6	校長
				計	189			
合計		7,214	100					

(イ) 教育職給料表(4) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	7	100	講師	3	7	100	講師
				養護助教諭	4			
				計	7			
合計		7	100					

(ハ) 教育職給料表(4) 暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	150 (21)	86.7 (12.1)	教諭	137 (21)	150 (21)	86.7 (12.1)	教諭
				養護教諭	12			
				栄養教諭	1			
				計	150 (21)			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	23	13.3	校長	23	23	13.3	校長
				計	23			
合計		173	100					

※（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数で内数

(ヒ) 行政職給料表(1)を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	1,101	80.4	一般事務職員	1,101
			計	1,101

補助的・補完的業務を行う職務	206	15.0	一般技術補助職員	1
			一般事務補助職員	151
			資料整理補助職員	50
			傷病鳥獣保護補助職員	1
			動物飼育補助職員	1
			学校事務補助員	2
			計	206
非常勤の保育士の職務	63	4.6	非常勤保育士	63
			計	63
合計	1,370	100		

(7) 行政職給料表(2)を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
非常勤の学校用務員の職務	41	83.7	非常勤学校用務員	41
			計	41
非常勤の調理業務員の職務	8	16.3	非常勤調理業務員	8
			計	8
合計	49	100		

(8) 水道局企業職給料表を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	12	100	一般事務職員	12
			計	12
合計	12	100		

(9) 交通局企業職給料表を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	19	100	一般事務職員	19
			計	19
合計	19	100		

(2) 職員の人事評価の状況

ア 一般行政職等の職員の人事評価の概要

区 分			概 要
一般 評価	勤 務 成 績 評価	定期評価	一般行政職等の職員のうち部長級以下の職員を対象に毎年11月に実施している勤務成績評価
		条件付採用 期間評価	一般行政職等の職員のうち条件付採用期間中の職員を対象に条件付採用開始の日から概ね5か月を経過したときに実施している勤務成績評価

	臨時評価	任命権者が必要と認めた場合に定期評価及び条件付採用期間評価以外に臨時に実施する勤務成績評価
	業績評価	一般行政職等の職員を対象に毎年 3 月に実施している一般評価
特別評価		一般行政職等の職員のうち任命権者が特別な方法による育成が必要と認める職員を対象に毎年 3 月及び 9 月に実施している人事評価

イ 会計年度任用職員の人事評価の概要

区 分	概 要
条件付採用に係る評価	任用開始から 1 月間を条件付採用期間とし、1 月を経過するまでに条件付採用に係る評価を実施
勤務成績評価	任用期間が 3 月以上ある会計年度任用職員を対象に実施
業績評価	任用期間が 3 月以上ある会計年度任用職員を対象に実施

(3) 職員の給与の状況

ア 一般行政職等の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	平均給料月額	平均年齢
行 政 職	321,314 円	38.9 歳
技能・労務職	322,586 円	49.2 歳

イ 会計年度任用職員の平均給料及び平均年齢の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	平均給料	平均年齢
月額給料制の職員	197,775 円	53.8 歳
日額給料制の職員	8,570 円	60.6 歳

ウ 一般行政職の初任給の状況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)		
	初任給	採用 3 年目の給料月額	初任給		採用 3 年目の俸給月額
大学卒	229,800 円	238,200 円	総合職 (大卒)	242,000 円	251,700 円
			一般職 (大卒)	232,000 円	240,900 円
高校卒	198,400 円	205,500 円	一般職 (高卒)	200,300 円	211,600 円

エ 会計年度任用職員の初任給の状況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	職 名	初 任 給
行政職給料表 (1) を準用する職員	一 般 事 務 職 員	181,400 円
	一 般 事 務 補 助 職 員 等	
	非 常 勤 保 育 士	200,700 円

行政職給料表(2)を準用する職員	非常勤調理業務員	185,700円
------------------	----------	----------

オ 一般行政職等の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒		306,200円	345,400円	383,000円
	高校卒		260,400円	303,500円	338,500円
技能・労務職	高校卒		259,600円	281,400円	296,600円

カ 一般行政職等の職員の手当状況

(ア) 扶養手当

(令和8年3月31日現在)

扶養親族		手 当 額
配偶者	課長級以下	6,500円
	部長級	3,500円
	局長級	支給しない
子		11,500円
	加算額(16歳年度初めから22歳年度末まで)	5,600円
父母等	課長級以下	6,500円
	部長級	3,500円
	局長級	支給しない

(イ) 住居手当

(令和8年3月31日現在)

区 分		手 当 額
借家・借間	家賃額が16,000円を超え27,000円以下	家賃額－16,000円
	家賃額が27,000円を超え61,000円未満	(家賃額－27,000円)×1/2＋11,000円
	家賃額が61,000円以上	28,000円

(ウ) 通勤手当(令和8年3月31日現在)

通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給される手当で、交通機関等の利用者には通勤に要する運賃等に相当する額(1か月当たり55,000円を限度)が、自動車等の利用者には通勤距離によって1か月当たり2,000円から31,600円までの額が支給される。

(エ) 期末・勤勉手当

(令和7年度支給割合)

区 分	期 末 (月分)	勤 勉 (月分)
6月期	1.25 (1.05)	1.05 (1.25)
12月期	1.275 (1.075)	1.075 (1.275)
計	2.525 (2.125)	2.125 (2.525)
備 考	職制上の段階、職務の級による加算措置がある。	

(注) 1 ()内は管理職(課長以上)

2 年間支給割合は、国に同じ。

(オ) 地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当

(令和8年3月31日現在)

名 称	内 容
地域手当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は10パーセント（東京事務所は20パーセント）である。
時 間 外 勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当で、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間が割り振られた日については100分の125（深夜勤務は100分の150）、勤務を要しない日については100分の135（深夜勤務は100分の160）、勤務を要しない日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務については100分の25を乗じて得た額が支給される。 ただし、時間外勤務が1か月に60時間を超える場合は、当該超過分については100分の150（深夜勤務は100分の175、勤務を要しない日の振替等による勤務は100分の50）を乗じて得た額が支給される。 ※ 深夜勤務：午後10時から翌日の午前5時までの勤務
特殊勤務 手 当	危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、ヘリコプター従事者手当等43種類があり、本市職員の30.7パーセント（令和7年4月1日現在）に支給されている。

(カ) 退職手当

① 退職手当の基本額

(令和8年3月31日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)	
	自己都合(月分)	定年等(月分)	自己都合(月分)	定年等(月分)
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709

② 退職手当の調整額

役職段階等に応じて定める調整月額に、その者の在職期間のうち役職段階等の高い方から60月分の月数（60月に満たない場合にはその月数）を乗じて得られる額を退職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算する。

区 分	第2号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	第9号区分
調整月額	65,000円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

(キ) 会計年度任用職員の手当の状況

下記の手当について、一般行政職等の例により支給する。

地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。その概要は、以下のとおりである。

ア 勤務時間の状況（令和8年3月31日現在）

(ア) 標準勤務職場

① 1週間の勤務時間

38時間45分

② 勤務時間等の割振り

勤 務 時 間	休 憩 時 間
8時45分から17時30分まで	12時から13時まで

(イ) 特殊勤務職場

施設の開館時間や業務の特殊性等の観点から、必要に応じ交替制等による勤務時間を設定している。

イ 職員の年次有給休暇の使用状況

労働基準法に基づき、事由を限らず、毎年与えられる有給休暇であり、一般行政職等の年次有給休暇の平均使用日数は、以下のとおりである。

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区 分	日 数
一般行政職等	16.7 日
会計年度任用職員 ※令和8年3月31日時点で任用されており、かつ、任期が6月以上のもの	18.0 日

ウ 特別有給休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる有給休暇であり、交通機関の事故等、公民権の行使、結婚、出産、親族の死亡等20項目を設けている。

エ 会計年度任用職員の特別休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる休暇であり、交通機関の事故等、公民権の行使、結婚、出産、親族の死亡等17項目を設けている。特別休暇における給与の取扱いは以下のとおりである。

区 分	項 目
有 給	感染症予防法による交通の制限又は遮断、非常災害による交通遮断、現住居の滅失又は損壊、交通機関の事故等、官公署への出頭、公民権の行使、結婚休暇、産前産後休暇、親族の死亡、パートナーシップ形成休暇、夏季休暇、出産・育児支援休暇、出生支援休暇、生理休暇
無 給	骨髄移植等、子の看護等休暇、短期の介護休暇

オ 職員の介護休暇の取得状況

職員は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある父母等を介護する必要がある場合に、任命権者の承認を得て、休暇を取得することができる。令和7年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

		介護休暇 取得者数
一般行政職等	男性職員	12
	女性職員	23
	計	35
会計年度任用職員	男性職員	0
	女性職員	2
	計	2

(5) 職員の休業に関する状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

職員が3歳未満の子を養育する場合に、任命権者の承認を得て、休業（育児休業）することができる。また、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部

について勤務しないこと（部分休業）又は1週間当たりの勤務時間を短縮すること（育児短時間勤務）ができる。令和7年度における取得状況は、以下のとおりである。

（単位：人）

		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
一般行政職等	男性職員	480	45	2
	女性職員	400	186	73
	計	880	231	75
会計年度任用職員	男性職員	1	0	
	女性職員	11	6	
	計	12	6	

（注）「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄には令和7年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数を記入している。

(6) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、任命権者が行う処分のことである。令和7年度における分限処分の状況は、以下のとおりである（条件付採用職員に係る処分を含む。）。

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	284	0	284
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	284	0	284

イ 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対しその道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が行う処分のことである。令和7年度における懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	1	1	0	0	2
職務規律違反	0	2	3	0	5
一般非行	1	0	4	2	7
事務に関する不正	0	0	1	2	3
道路交通法違反	0	2	0	0	2
上司の監督責任	4	0	0	0	4
合 計	6	5	8	4	23

(7) 職員のサービスの状況

ア サービス規律の遵守に関する取組（令和7年度）

(7) 依命通達

令和7年6月及び12月に、職員の服務規律等の徹底を図るため、綱紀の肅正について通達した。

(イ) 公務員倫理研修の実施

令和7年度の全ての階層別研修等において、公務員倫理に関する研修を実施した。また、令和7年7月及び8月を中心に、各職場単位で公務員倫理研修を実施した。

(8) 職員の退職管理の状況

ア 職員の再就職の状況

令和7年度に課長級以上の職で退職した職員の再就職の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	退職者数	うち再就職者数				
		再任用職員	嘱託員等	外郭団体等	民間企業等	その他
一般行政職等	41	1	0	7	11	22

(注) 「外郭団体等」の再就職者数は、本市が出資金、基本金等の4分の1以上を出資し、又は出ている団体及び本市の事務事業と密接な関連性を有する団体からの紹介依頼に基づき、再就職した者の数である。

(9) 職員の研修の状況

職員の研修の状況は、以下のとおりである。

ア 主な研修の実績（令和7年度）

区 分	研 修 名	参加者数(人)	
		一般行政職等	会計年度任用職員
集合研修	必修研修（17 コース）	3,593	
	選択研修（12 コース）	574	
教習所研修	基本研修	112	
	養成研修	65	
	その他研修	190	
派遣研修	グロービス経営大学院派遣研修等	105	
職場研修	公務員倫理研修	8,858	3,345
教育センター	経験年数研修	2,442	
	技能研修	13,690	
自主研修	夜間講座（4 コース）	136	16
	自主研究グループ活動助成	9 グループ	
	パパママ応援講座	49	
	Excel 動画見放題サービス		110
	自己啓発動画学習サービス		16

※参加者数にはパートタイム会計年度任用職員の人数を含む。

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

一般行政職等を対象とした職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりである。

ア 職員の福利厚生の実施状況（令和7年度）

(ア) 職員の安全衛生管理に関する事業

職員の健康管理の充実と安全で働きやすい職場形成を図るため、労働安全衛生法及び福岡市職員安全衛生規則に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全衛生委員会を設置することで、安全衛生活動の推進に努めている。

(イ) 職員の健康管理に関する事業

労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の健康診断等を行っている。

(単位：人)

項 目	対 象 者	実施者数	
		一般行政 職等	会計年度 任用職員
一般健康診断（定期 健康診断に限る。）	全職員	16,901	1,074
一般健康診断（定期 健康診断を除く。）	新規採用職員、6 か月以上の海外派遣職員 等	延べ 1,139	176
特殊健康診断	放射線業務等の有害業務、情報機器作業等の 業務に従事する職員等	延べ 959	延べ 161
予防接種	病原体等による感染のおそれのある作業に従 事する職員	延べ 633	延べ 43
ストレスチェック	全職員	17,322	1,157

【参考】一般財団法人福岡市職員厚生会事業の実施状況（令和 7 年度）

事業名	概 要
給付助成等事業	遺族年金等の給付事業、各種セミナー開催、文化体育事業等
互助事業	出産祝金等の給付事業、育児休業助成等
貸付事業	慶弔資金等
福利事業	選択型福利厚生事業、各種保険の取扱等

イ 利益の保護の状況

職員（公営企業職員を除く。）は、人事委員会に対し、地方公務員法第 46 条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求及び同法第 49 条の 2 の規定に基づく不利益処分に関する審査請求をすることができる。

なお、措置の要求等の状況は、人事委員会の業務報告のとおりである。

2 令和 7 年度における人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 採用試験等の状況

(イ) 競争試験

区 分	第 1 次 試 験				第2次試験 受験者(人)	最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)			
上 級	1739	1386	79.7	370	344	225	6.2
中 級	312	170	54.5	64	62	26	6.5
初 級	486	358	73.7	201	190	97	3.7
消防吏員 A	323	277	85.8	64	53	30	9.2
消防吏員 B	467	380	81.4	81	68	40	9.5

合 計	3327	2571	77.3	780	717	418	6.2
-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----

(イ) 公募選考

区 分	第 1 次 選 考				第2次選考	最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
免許・資格職	96	77	80.2	43	40	25	3.1
交通局企業職	112	77	68.8	55	42	24	3.2
船舶運航職	5	5	100.0	5	5	5	1.0
社会人経験者	1070	993	92.8	102	94	49	20.3
障がい者対象	172	119	69.2	19	15	5	23.8
合 計	1455	1271	87.4	224	196	108	11.8

(ウ) 特殊な技術又は経験等を要する職への個別選考

(単位：人)

区 分	行 政 職	医 療 職	消 防 職	交通局企業職	合計
局 長 級	1	0	0	0	1
部 長 級	1	0	0	0	1
課 長 級	1	0	0	0	1
係 長 級	6	0	0	0	6
係 員	48	1	1	6	56
合 計	57	1	1	6	65

イ 昇任選考合格者の状況

(単位：人)

区 分	市長事務 部 局 等	消 防 局	水 道 局	交 通 局	教 育 委 員 会	合 計
局長級	3	0	1	1	0	5
部長級	22	4	1	3	1	31
課長級	58	12	5	2	5	82
係長級	148	14	4	11	11	188
合 計	231	30	11	17	17	306

(注) 本表の人数は、人事委員会における昇任選考日と各任命権者における昇任日の年度が一部異なるため、「職員の昇任及び降任の状況」の人数と一致していない。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告日 令和7年9月3日

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 報告

① 公民較差

〈月例給〉

民間給与	市職員給与	較 差
402,457円	389,179円	13,278円 (3.41%)

(注) 市職員給与が民間給与を下回っていることから、上記の較差に見合うよう、市職員給与の引上げを行うことが適当であると判断した。

〈特別給(期末手当及び勤勉手当)〉

民間の支給割合	市職員の支給月数
4.65月分	4.60月

(注) 市職員の支給月数が、民間の支給割合を下回っていることから、支給月数を年間0.05月分引き上げ、4.65月とすることが適当であると判断した。

② その他

給与制度のアップデート、通勤手当、職員の勤務環境の整備(時間外勤務の縮減等、メンタルヘルス対策、ハラスメントの防止、誰もが働きやすい職場づくり)及びコンプライアンスの推進について報告を行った。

(イ) 勧告

公民較差等に基づく給与改定(給料表、期末手当及び勤勉手当等)及び給与制度のアップデート(扶養手当等)について勧告を行った。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A)-(B)
前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計(B)	
0	4	4	4	0	0	0	0	4	0

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A)-(B)
前年度からの繰越	新規請求	計(A)	却下	棄却	処分修正	処分取消	取下げ	計(B)	
2	1	3	0	1	0	0	1	2	1